

事務連絡
平成 25 年 6 月 28 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
産業廃棄物課

「『規制改革実施計画』（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について（通知）」等の送付について

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の適用に関して、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性の判断及びバイオマス資源の焼却灰に係る解釈の明確化等のため平成 25 年 6 月中に措置を講ずることとされたことを受け、当該内容に関する下記の資料を送付いたします。

なお、「行政処分の指針」（平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 1303299 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知別添）は依然有効ですので御留意ください。また、通知において示した相談窓口が活用される可能性のある事案については、各都道府県・政令市からも当課にお早めに情報を御提供いただきますようお願い致します。

記

- ・「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について（通知）
- ・「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（通知）
- ・（お知らせ）「規制改革実施計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において平成 25 年 6 月中に講ずることとされた「全国统一相談窓口」を設置したことについて

【連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 担当：廣田

電話：03-3581-3351（内線 6857）

FAX：03-3593-8263

E-mail：hairi-haitai@env.go.jp

産業廃棄物課 担当：中村

電話：03-3581-3351（内線 6878）

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp